

ポストペイ式IC証票の利用明細について、会員サービスの向上を目的に、IC処理端末やPiTaPa倶楽部等での照会期間を、前月から起算して過去6か月分から過去15か月分に変更するため、以下規則の一部において変更いたします。(2021年9月15日から適用)

※ 券売機での照会期間に変更はありません。

IC証票取扱規則(____が変更箇所)

現 行	変 更
<p>【利用履歴の確認】</p> <p>第19条 旅客は、別表第3号に定める駅および券売機等において、IC証票の利用履歴を次の各号に定めるとおり確認することができる。</p> <p>(1)～(2)</p> <p>(3) ポストペイ式IC証票では、前号のカード内履歴のほか、利用履歴を管理する電子計算機に通信接続し、履歴確認日が属する月の前月から起算して、過去6か月以内の利用履歴の明細(以下、「利用明細」という)を1か月ごとに印字することができる。ただし、利用明細には他社線の利用等、当社線の利用以外の履歴を含む。</p> <p>(4)～(6)</p>	<p>【利用履歴の確認】</p> <p>第19条 旅客は、別表第3号に定める駅および券売機等において、IC証票の利用履歴を次の各号に定めるとおり確認することができる。</p> <p>(1)～(2)</p> <p>(3) ポストペイ式IC証票では、前号のカード内履歴のほか、利用履歴を管理する電子計算機に通信接続し、履歴確認日が属する月の前月から起算して、過去15か月以内(券売機においては過去6か月以内)の利用履歴の明細(以下、「利用明細」という)を1か月ごとに印字することができる。ただし、利用明細には他社線の利用等、当社線の利用以外の履歴を含む。</p> <p>(4)～(6)</p>

南海電気鉄道株式会社(以下、「南海」という)が磁気定期券で発売している南海グループバス各社と当社の連絡定期券(南海・大阪地下鉄経由)の発売を終了するため。(2021年9月15日から適用)

連絡運輸等関連規則(____が変更箇所)

現 行	変 更
<p>【南海電鉄におけるバスとの連絡定期券】</p> <p>第28条 <u>南海電鉄におけるバスとの連絡定期については、次の各号のとおりとする。</u></p> <p>(1) 概要</p> <p><u>南海電鉄では、南海電鉄グループバス各社(南海バス株式会社、南海ウイングバス金岡株式会社、南海ウイングバス南部株式会社、南海りんかんバス株式会社、和歌山バス株式会社、和歌山バス那賀株式会社)との連絡定期券を発売する。</u></p> <p><u>なお、バス—鉄道—バスという連絡形態では発売しない。</u></p> <p>(2) 様式</p> <p><u>当社が認めた様式とする。</u></p> <p>(3) その他</p> <p><u>払戻し、再発行等の取扱いは南海電鉄各定期券発売窓口にて行う。</u></p>	<p>第28条 削除</p>